

観光ビザ

新型コロナウイルスによる入国制限の措置が実施されている期間の申請時に必要な書類

タイ王国大阪領事館は追加の書類を依頼することがあり、不備や不正な内容の申請を拒否する権限を有します。また、申請者が全ての書類を揃えていても、領事館はビザ発給を拒否する権限を有します。その際、ビザ発給拒否の理由については回答致しません。

※ 申請に必要な書類はビザ申請日から1ヶ月以内に発行されたものとなります。

1. 旅券：残存有効期間が6ヶ月以上あり、査証欄の余白部分が2ページ以上あるもの
2. 旅券：データ面（顔写真のある面）コピー
3. 3.5 x 4.5 cmのカラー写真付き申請書1枚：全ての欄を記入し、申請者が署名したもの。写真は6か月以内に撮影されたもの (http://www.thaiconsulate.jp/files/user/appli_pdf/application_for.pdf)
4. 経歴書：全ての欄を記入し、申請者が署名したもの (<http://site.thaiembassy.jp/upload/pdf/about-visa-personalhistory.pdf>)
5. 身元保証書 原本 および 身元保証人の旅券のデータ面（顔写真のある面）もしくは身分保証人の直筆署名入りの運転免許証の裏表のコピー
6. 申請者名義の預金残高証明書および預金通帳のコピー（申請者一人につき残高が20,000バーツ相当以上あること）
7. 往復航空券（Eチケット）もしくは航空会社発行の予約確認書コピー（申請者名、便名、タイ入国日時が記載されたもの）
8. 英語またはタイ語表記によるタイでの居住地を証明する書類（申請者名、宿泊名・住所・電話番号・滞在期間を記載されたもの）
 - 8.1 代替政府検疫施設（ASQ）の予約確認書および領収書
 - 8.2 隔離期間終了後の居住地を証明する書類 いずれかの一つ
 - 1) ホテル予約確認書
 - 2) 申請者名義でアパートを借りる場合は賃貸借契約書で代用可（家主の身分証明書コピー＋署名も必要）コピー。 タイ語または英語表記
 - 3) 親族・知人宅に滞在する場合は、以下の書類を提出すること
 - 親族・知人からの手紙（作成者の名前・申請者名・申請者との関係・宿泊先住所・電話番号・入国日・滞在期間・作成者の署名を記載）
 - タイ国籍の親族・知人の場合、身分証明書（IDカード）および タイ住居登録証の住所面と氏名記載面（署名が必要） コピー
 - タイ国籍以外の親族・知人の場合、旅券のデータ面コピー、タイの労働許可証（ワークパーミット）およびタイでの住所を証明できる書類（賃貸借契約書および家主の身分証明書コピー＋署名等）のコピーも必要。
9. 下記条件に該当する者は追加書類を提出
 - 1) 自営業・会社経営者： 会社の登記簿謄本 原本
 - 2) 会社員： 在職証明書 英文原本 または 休職(休暇)証明書 英文原本
会社/機関のレターヘッドのある用紙を使用し、申請者の氏名・会社名・部署名・役職名・入社年月日・月給を記載し、社印/機関の印の捺印および代表者(サイン権保有者)の直筆署名が必要。レターヘッドがない場合は会社登記簿謄本原本を添付)

3) 学生： 在学証明書 英文原本 ※学生証コピーは不可

4) 20 歳未満の申請者：

- 父母の旅券のデータ面（顔写真のある面）コピー ※余白に父母それぞれの直筆署名
- 親子関係を証明する公的書類（戸籍謄本原本・住民票原本のいずれか）

日本国籍以外の申請者が必要な追加書類：

1. 在留カードのコピー：3ヶ月以上の残存有効期間があるもの
更新中の方は、入国管理局が発行した在留期間更新許可申請の申請受付票のコピーを提出する必要があります。
2. ビザ申請用紙（および写真）が3枚以上必要な国籍
アフガニスタン、アルジェリア、イエメン、イラク、インド、エジプト、ガーナ、カメルーン、北朝鮮、ギニア、赤道ギニア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンペ、シエラレオネ、シリア、スーダン、スリランカ、ソマリア、中国、中央アフリカ共和国、ネパール、パキスタン、パレスチナ、バングラデシュ、リビア、リベリア、レバノン
3. ビザ申請用紙（および写真）が4枚以上必要な国籍
ナイジェリア、イラン

注意事項：

書類に記載された入国日に必ず入国すること